

蔵王山における活動報告

○ 活動の概要			
派遣エキスパート	杉本 伸一（三陸ジオパーク推進協議会上席ジオパーク推進員 （いわて復興応援隊）		
火山災害対応経験者	三浦 秀明（元宮崎県危機管理局危機管理課専門主事）		
派遣先	宮城県蔵王町 仙南地域消防団員幹部研修会		
派遣日	平成 27 年 3 月 5 日（木）	場所	蔵王町ふるさと文化会館 （ございんホール）

【活動概要】

○宮城県の仙南地域消防団員幹部研修会において、杉本委員による「噴火災害の教訓と日頃の取組」、三浦氏による「火山災害対応についてー雲仙岳、新燃岳噴火災害の教訓ー」と題した2つの講話を実施。噴火災害がどういったものか、噴火時の対応や消防団の役割について実例をもとに紹介いただいた。今回の派遣は、初めて火山防災エキスパートと火山災害対応経験者のペア派遣となった。（講演時間：杉本委員 50 分、三浦氏 40 分、計 90 分間）。

§1 講演概要(エキスパート・杉本委員)

■雲仙岳と火山災害

【雲仙岳について】

- ・雲仙岳が位置している島原半島は南北に引っ張られており、中央部には地溝帯が存在する。
- ・雲仙岳は、その地溝帯にできた火山で、島原半島の大部分を占める。

【有史後の雲仙の火山災害】

- ・歴史に残るものでは3回の噴火がある。1663年（寛文三年）の噴火、その129年後の1792年（寛政四年）の噴火、さらに198年後の1990年～1995年（平成2～7年）の噴火である。
- ・次の噴火の時期は、現在の技術ではわからないが、噴火はいつか起こるだろう。

【1663年の噴火】

- ・山頂近くの九十九島火口から噴火し、溶岩流が1km程度流れ下った。その噴火自体は人々の生活に影響を与えなかったが、翌年に噴火口が池のようになり、噴火口が崩れて土石流が発生し、30余名が亡くなった。



雲仙普賢岳の噴火の歴史

- ・雲仙普賢岳は、昔から何度も噴火を繰り返し有史以来の噴火は3回記録されてる。

1663年(寛文三年)

↓ 129年前

1792年(寛政四年)

↓ 198年前

1990年～1995年(平成二年)

↓

次は ?

6

【1792年の噴火】

- ・山頂付近の地獄跡火口から噴火し、北東山腹から約2 km 程度溶岩が流れた。この時も、噴火自体による被害はなかったが、噴火の最終段階で、大きな地震が発生し山体崩壊を起こした。この山体崩壊は島原の城下町を埋め、さらにその土砂が有明海に流れ込み、津波が発生した。
- ・島原は山体崩壊で約1万人の犠牲者が出る大変な事態になったが、対岸の肥後(熊本県)も山体崩壊の余波で発生した津波で約5千人の犠牲者が出ている。これにより「島原大変肥後迷惑」という言葉が残されている。

■1990-1995年噴火の推移と対応

【噴火開始以前】

- ・1988年11月、雲仙岳の西側の橘湾の地下深部で地震が発生し始め、翌89年7月からは震源が山頂部に向かって移動してきて、火山性微動が検知された。
- ・気象庁も観測強化を行ったものの、噴火するか、確実性がなく、時期の予測については確信がなかった。

【噴火直後】

- ・1990年11月に地獄跡火口・九十九島火口から噴煙が上がった。198年ぶりの噴火であったため、市民の中には山火事として通報していた者もいた。現場を確認し、噴火と認識した後は、小浜町、長崎県、環境庁、小浜警察署、雲仙観光協会が普賢岳火山活動警戒連絡会議を設け、観光地である仁田峠(観光地に登る道路)に通じる有料道路(仁田峠循環道)の全面通行禁止と仁田峠以上の入山の禁止を決定した。
- ・しかし翌日には、真っ青な空に麓からうっすらと噴煙が見えるような状態になり、中には「新しい観光名所ができた」と期待する声もあった。実際に観光客が写真を撮りに訪れることもあった。
 - ・翌年2月12日に、別の火口から噴火が始まり、火山灰を噴出した。

【知らされなかった噴火予知】

- ・長崎県島原地区幹部研修会で、噴火の可能性を指摘されていたが、地域住民の混乱や観光への悪影響を考慮し、外部への漏洩無きように強く要請されていた。そ

島原大変肥後迷惑

- 大地震が引き金になり、眉山の6分の1が崩壊
- 崩れ落ちた土砂は海に流れ込んで津波を発生
- 山体崩壊と津波を合わせて約1万5千人の死者



10

噴火開始以前

- 1998年11月 橘湾地下深部で地震群発、山頂部に向かって震源が波状的に移動
- 1999年7月からマグマの動きを示すといわれる火山性微動の発生も検知



- 気象庁も観測を強化
- 噴火の確実性・時期の予測については確信がなかった。

噴火直後 1990,11,17

普賢岳火山活動警戒連絡会議
(小浜町・長崎県・環境庁・小浜署・雲仙観光協会)

以下2点の規制を決めた

- ① 仁田峠に通じる自動車道の仁田峠循環道の全面通行禁止
- ② 登山者に仁田峠以上の入山禁止

14

知らされなかった噴火予知情報

九州大学太田教授の話

- ・ 大げさな報道による**住民の混乱や観光への悪影響**を考慮し、緊急観測強化や噴火の可能性について情報を伏せていた。
- ・ 長崎県島原地区幹部研修会で噴火の可能性を指摘、小浜町役場には内密に事前通知したが外部への漏洩無きよう強く要請

島原市長「噴火は寝耳に水だった
噴火開始は未明で、幸い死傷者は出なかった

のため、島原市には伝えられておらず、町長は「噴火は寝耳に水だった」と発言。幸い噴火開始は未明だったため、死傷者は出なかった。なお、小浜町役場（現雲仙市）には内密に事前通知していたということ。

【報道機関との信頼関係】

- ・噴火の記事が熊本日日新聞で出された。当時、太田一也九州大学島原地震火山観測所所長が熊本日日新聞の記者に、その記者が理系であり火山について専門的に理解していたこと、雲仙火山の啓発特集記事を計画するなど熱心でその取材に訪れていたこと、取材の実績からパニック発生の懸念がなかったことから、噴火予知情報を提供した。
- ・記者も日常的に火山専門家との間に信頼関係を築いておくことが重要であり、このことは行政機関も同じである。

【大規模避難計画】

- ・島原市では眉山の崩壊を想定した大規模避難計画の策定に取り組んでいたが、それは、人口4万5千人(当時)のうち2万6千人の住民を対象に隣接する市町村へバス1千台で輸送する、もしくは海上保安庁の巡視船を使って隣接する町に避難させる計画であった。しかし、計画を策定したものの、観光客が減ると市は懸念し、市民には公表されなかった。
- ・最終的には、計画をかなり縮小し、眉山山頂から半径3km以内に住む1万4千人を市内の避難所に避難させる計画を立て、3月に避難訓練を実施した。

【土石流の対応】

- ・眉山崩壊の対応の中、山腹に堆積した火山灰によって土石流が発生した。発生翌日の新聞には、「住民、防災体制に不安募る」「避難勧告は警報装置作動後42分後」と大きく報道された。
 - ・5月15日1時48分にワイヤーセンサーが切断され、まず無線で島原振興局総務課当直室に連絡が入り、そこから島原市と深江町へ電話連絡された。しかし(当日降っていた)16.5ミリ程度の雨で土石流が発生するとは予想せず、倒木や動物など土石流以外の要因を疑い、現場を確認しに行った。そこで初めて土石流の発生を確認し、広報車、消防車などで避難勧告を行ったのがワイヤーセンサー切断の42分後で、川の近くの住民の大半が親戚宅や知人宅、公民館等の高台に避難した後であった。なお、このとき上流に近い地域にのみ避難を呼びかけたが、実際は海岸近くまで土石流は及んでいた。

熊本日日新聞 17日の朝刊

「島原大変。以来200年ぶり」

太田所長が噴火予知情報を、熊本日日新聞の記者に提供した理由

- 1、同記者が理系であり、阿蘇火山を長年にわたって取材記事を連載し、火山について専門的に理解していたこと、その取材を通じて面識があった。
- 2、雲仙火山についても1792年の噴火災害に関心を示し、やがて前回噴火から二百年目を迎えることから、啓発特集記事を計画するなど熱心で、たまたまその取材に訪れたこと。
- 3、これまでの取材実績から、誤った記事や過大な表現によるパニック発生の懸念がなかった。(Faxで記事の事前チェックを2回行った)。
- 4、地元島原地区の記者と面識が希薄であった。

記者は日常的に観測陣との間に信頼関係を築いて置く事が重要
行政も同じではないか

17

大規模避難計画

噴火に至るまでの経緯が198年前の寛政の噴火によく似ていることから、198年前の島原大変と同じシナリオ展開を警戒し、眉山崩壊の事態に備えて、避難計画の検討を行った。

- ・眉山の東側を避難地域とし
- ・26,000人(人口45,000人)
人口の半分以上
- ・避難先隣接する国見町や有明町・深江町
- ・バス1,000台でピストン輸送
- ・海上保安庁の巡視船も市民の輸送や物資の運搬にあたる

・危険という情報により観光客の減少が危惧されるなどの理由で市民には公表せず


20

土石流発生 1991.5.15

土石流の恐怖まさまじき 雲仙

避難勧告は警報装置作動後42分後

住民防災体制に不安募る



- ・1時48分 ワイヤーセンサー切断
- ・無線で島原振興局総務課(当直室)へ連絡
- ・島原市と深江町へ電話回線で伝達
- ・現場を確認(降雨量が16.5ミリと少なく、この程度の雨で土石流が発生するとは予想していなかったため)
- ・土石流の発生を確認し、2時30分避難勧告

22

- ・ 以上のような経験から、上流の地域だけでなく、下流の地域にも避難を呼びかける必要があること、ワイヤーセンサーの切断で、土石流の発生が確認できることが分かった。しかし、当時は防災無線がなく、広報車か消防車で直接避難を呼びかける体制であったため、市では避難に時間がかかり過ぎることが問題視されていた。

【1991年5月19日の土石流対応】

- ・ 1991年5月19日、再び土石流が発生した。10時過ぎに雨脚が強まり、消防署員46人、消防団員103人、島原市職員120人、深江町職員76人が出動し、住民の避難誘導などにあたった。当日は13時20分に上大野木場地域に避難勧告を出し、その後13時39分にワイヤーセンサーが切断された。4分後の13時43分には水無川流域に避難勧告が出された。

【火砕流への対応】

- ・ 土石流への対応に追われている間に、火砕流の脅威が迫っていた。
- ・ 当時、溶岩が噴水のように噴出するとのイメージが強かった。このため溶岩ドームが噴火現象だとは思えなかった。また当時私たちは、火砕流という現象を全く知らなかった。
- ・ 1991年5月26日、水無川上流にある砂防ダム工事現場で作業員2名が火砕流に巻き込まれた。作業員のうち1名が両腕に火傷を負ったが、「腕まくりをしていたために火傷をした」と報道された。つまり「腕まくりをしていなければ大丈夫」と解釈され、「濡れタオルを口にあててさえいれば大丈夫らしい」という情報も市民の間に広まっていった。今思えば、雲仙岳からの最初の警告だったが、しっかりと受け取ることが出来なかった。
- ・ また、この時期、火砕流の衝撃的な写真を撮るために、多くの報道陣が、定点と呼ばれる場所に詰め掛けていた。火砕流による避難勧告が出されていたにも関わらず、市民もその中にいた。そのような状況下で大火砕流が発生した。
- ・ 6月3日16時03分に大火砕流が発生し消防団員、警察官、タクシー運転手、報道関係者、火山研究者、一般人の計43名が亡くなった。当時避難区域になって

5月15日の土石流での課題

- ・ 土石流の危険区域は上流の地域だけでなく、下流の地域も含まれること
- ・ ワイヤーセンサーの切断によって土石流の発生が確認できることが判明
- ・ 住民に避難を伝える手段が広報車及び消防車のみで、これらの車両が現地に行かないと情報の伝達ができないため、今のシステムでは避難に時間がかかり過ぎる

23



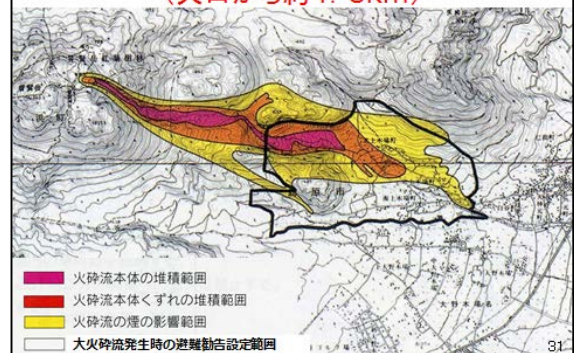
火砕流で負傷者

1991,5,26

- ・ 火砕流の危険に対し初めて避難勧告
- ・ 水無川上流の砂防ダム工事現場の作業員が火砕流に巻き込まれて火傷
- ・ **普賢岳が発した最初の警告**

27

6月3日に発生した火砕流の範囲 (火口から約4.3km)



31

警戒区域設定

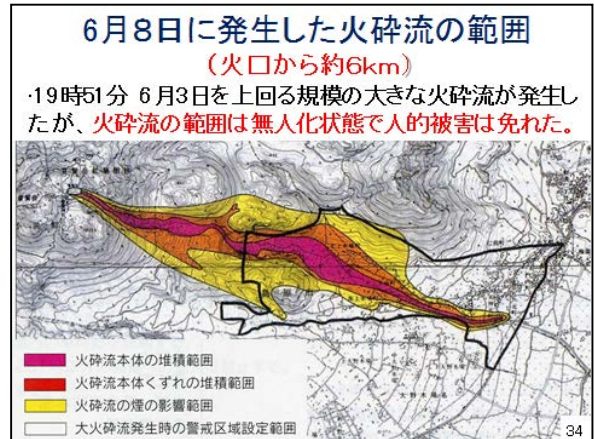
- ・ 「6月7日正午より北上木場町他4町に対し、27日正午まで災害対策基本法に基づく**警戒区域**とし、**立ち入りを制限**」
- ・ 仁田町・門内町・大下町の各一部を追加
- ・ 「6月8日18時より大野木場地区に対して、27日正午まで災害対策基本法に基づく**警戒区域**とし、**立ち入りを制限**」
- ・ **温度差 犠牲者が出た島原市とそうでない深江町**

33

いた地域があったが、多くの住民が区域内に入っていた。もっと多くの犠牲が出ていた可能性もあった。

【警戒区域の設定】

- ・長崎県知事はこれ以上被害を拡大させないために、法的強制力を持つ警戒区域の設定を要請してきた。島原市は、市街地に警戒区域を設定することは、市民の生活や経済活動への影響が大き過ぎるとして難色を示していた。結局、国・県が支援するとの約束で、警戒区域を設定していった。市街地に警戒区域が設定されたのは、これが最初の事例である。
- ・島原市は6月7日に警戒区域を設定し、死者が発生していない隣の深江町は1日遅れの6月8日に警戒区域が設定され、立入り制限を行った。実際に被害を受けた島原市とそうでない深江町で対応に温度差がみられた。
- ・6月8日の19時51分、6月3日を上回る規模の火砕流が発生した。火砕流に伴う熱風の範囲が(右の)地図上に黄色く塗られたエリアであり、警戒区域が黒線で囲まれたエリアである。数時間ずれていたら、大きな被害が発生していたところだった。



【当時の消防団の活動】

- ・消防団が避難勧告区域内に入っていた理由はいくつかあり、一つは島原市の避難勧告区域からの退去の要請に消防団は応じていたが、報道関係者は応じず、さらに無人となった住宅で電気や電話の無断使用があり、その警戒のため住宅を見回っていた。二つ目は、ワイヤーセンサーの状況など土石流の警戒・監視を行っていたことである。
- ・こうした経緯から、避難勧告区域に入っていた消防団員の多くが火砕流の犠牲となった。

なぜ消防団は避難勧告区域にいたのか

土石流警戒のため

避難勧告区域の住宅の見回りのため

報道関係者などが立ち入っていたため

■雲仙岳の教訓

【火山の麓で暮らすには】

- ・海外の研究者から「なぜこんな危険なところに暮らしているのか」と言われたことがある。雲仙岳は、約200年に1回噴火しているが、一方、温泉など多くの恵みをもたらしている。
- ・火山から恩恵を受けている以上、噴火に対して、自分自身がどうやってわが身を守るかを考えておく必要がある。

【危機管理について】

- ・この噴火災害では198年前の眉山崩壊にとられすぎた。火山には、噴火から直

雲仙普賢岳の教訓

- ・火山の麓で暮らすには
- ・噴火災害に対する危機管理
- ・住民の避難や警戒区域の設定
- ・科学者、行政、マスメディア、住民の連携
- ・情報の公開と共有

接発生する噴石や火山灰のほかに、火砕流や土石流、地震など、派生するさまざまな現象がある。

- ・また、火山によって噴火のタイプが異なり、それに伴う災害も異なり、防災対応も違ったものになる。
- ・一つの現象だけにとらわれなくて、いろんな現象に対応できる計画やマニュアルを備えておくことが必要である。

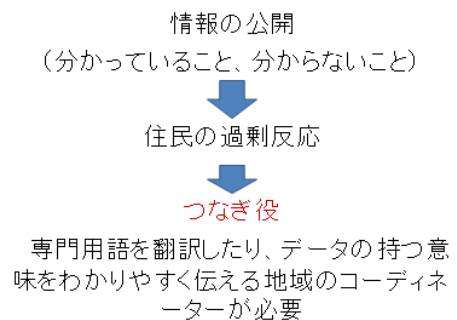
【科学者、行政、マスメディア、住民の連携】

- ・避難勧告区域や警戒区域の範囲の決定などは、市町村長の判断になるが、こうした人は、けっして火山の専門家ではない。とはいえ、火山防災に対して様々な意思決定を求められる。
- ・火山防災協議会の設置が各地で進められているが、地元の行政機関をはじめ、気象庁・地方気象台、火山専門家、砂防部局などが一体となって日頃から火山防災に取り組むことが重要である。つまり、顔の見える関係を築き保つことが非常に大切である。また、火山活動と災害に対して科学者・行政・マスメディア・住民が共通の認識を持つことも重要である。
- ・地元の行政機関としては、火山専門家等からの情報をいかに正しく理解できるかも大事で、住民には、過剰反応にならないように、正しくわかりやすく伝えることが必要である。

教訓 住民の避難や警戒区域の設定

- ・雲仙普賢岳の噴火では、島原市長と深江町長が責任者となるが、200年も静かであった市や町で、予期しなかった噴火災害に対して様々な意志決定を迫られるのは大変なことである。
- ・非常時には県、市町村、気象台、砂防部局、火山専門家などの**関係者が一丸となって**取り組むための**日ごろからの**取り組みが重要である。

情報の公開と共有



■東日本大震災の事例

【消防団の活動と被害】

- ・東日本大震災での消防団の犠牲者は、岩手県で119名、宮城県で107名、福島県で27名の計253名。伊勢湾台風では63名で、過去の災害と比較してもたいへん多い。
- ・沿岸の水門閉鎖中に巻き込まれた人や、水門閉鎖後に逃げ遅れの住民がいなか確認をしたり、住民に避難誘導や呼びかけ中に津波に巻き込まれた人も多くいる。
- ・この教訓を生かして、平成27年2月17日に東北地方で発生した地震では、宮古市は津波注意報発表の際、市民に避難を呼びかけていた消防団に、津波到達予想時刻の10分前には、活動をやめて避難をするよう防災行政無線で呼びかけていた。

過去の災害での消防団の犠牲者



伊勢湾台風(昭和34年) 63人

高知県の土砂災害 15人
(昭和47年)

雲仙普賢岳火砕流災害 12人
(平成3年)

■ ジオパークと防災

【ジオパークとは】

- ・ GEO とは大地や地質などの意味で、その地域の特色やそこに住む人々など、地域の魅力を紹介して、地域の活性化を図っている。
- ・ 島原市の取組として、ジオツアーと称して、被災地や砂防施設などを訪れたり、小中学校での雲仙岳の噴火災害体験の講話などの防災教育を行っている。

【火山防災とジオパーク】

- ・ 「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」(平成20年3月)でも、火山との共生(観光を活かした火山防災の普及啓発)に触れている。ここには①観光客への普及啓発、②観光事業者の役割(避難時の行動等を十分に理解し、万一の場合は観光客に伝えられるようにする)、③観光ガイド等の人材の育成(火山や防災の専門家等の支援を受けて講習会等を行い、学んだことを観光客に伝えられるようにする)とあり、火山防災は、まさにジオパークの理念と一致する。

火山防災とジオパーク

災害は思わぬときにやってくるものです。火山のそばに住んでいる人も観光で訪れる人も、その火山のことをよく知って、災害から身を守る必要があります。

火山との共生(観光を活かした火山防災の普及啓発)

「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」内閣府 (平成20年3月)		
①観光客への普及啓発	②観光事業者の役割	③観光ガイド等の人材の育成
<ul style="list-style-type: none"> > 観光事業者との連携による火山防災に関する情報提供や普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅、サービスエリア、博物館、資料館、ビジターセンター等 ・観光ガイドブックやパンフレット > 火山を活かした観光コースや観光プログラムにおいて、地域住民や観光客等に対して、楽しみながら火山防災についての知識の普及啓発を図る取組が有効 	<ul style="list-style-type: none"> > 観光事業者は、平常時から、火山防災マップ等を通じて、噴火履歴や噴火した場合の影響範囲、避難行動の取り方等を十分に理解しておく。 > 噴火時には、これらを観光客に正しく伝え、適切に避難誘導を行う。 > このためにも、都道府県及び市町村は、観光協会等と連携し、日頃から観光事業者に対する啓発事業を展開することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> > 都道府県・市町村は、観光ガイド等を対象に、火山専門家等の協力を得て、火山学や火山防災、環境問題等の分野も取り入れた講習会等を企画・実施し、各分野に精通した観光ガイド等の人材育成を図る。

ジオパークの理念と一致する

52

■ 消防団と地域の防災

【消防団の活動】

- ・ 消防団の一般的な活動は、住宅火災や山火事の消火活動、地震の際の津波警戒、風水害時の土のう積などがあるが、以前は、各地域に青年団などさまざまな団体があったが、今や地域での活動ができるのは消防団だけになってきた。そのため、地域の人は、過剰に消防団を頼る傾向がある。
- ・ 消防団の被害をなくすためにも、地域が積極的に避難したり、避難を手伝ったりと災害時に協力できるように、地域ぐるみで防災教育をすることが必要である。

消防団と地域の防災

住宅火災・山火事の消火

火災予防・防災の指導

地震や津波の警戒

風水害の土のう積

行方不明者の搜索

§ 2 講演概要(火山災害対応経験者・三浦氏)

※三浦氏は、雲仙岳噴火では、陸上自衛隊官として対応された。

■ 火山災害対応について(雲仙岳)

【雲仙岳の噴火災害の概要】

- ・ 平成2年11月17日に雲仙岳が噴火し、噴火活動を開始した。平成3年6月3日に大規模火砕流が発生し、43名の方が犠牲となった。
- ・ 平成7年2月に溶岩の供給が停止した。

【自衛隊の災害対応の概要】

- ・ 平成3年5月15日に島原市に土石流への対応のために自衛隊の連絡班を派遣した。
- ・ 6月3日に長崎県からの災害派遣要請に

災害対応の概要(自衛隊)

- 1 3. 5. 15島原市に連絡班派遣(土石流対応)
- 2 H3. 6. 3に災害派遣出動
 - 6. 4から行方不明者等の搜索救助活動実施
 - 6. 7までに27遺体を収容
- 3 主な活動内容
 - 人命救助、火山活動の監視・警戒、学術支援、観測機材の設置・整備支援、各種ライフラインの応急復旧、危険地域での自治体等の調査活動支援、住民避難等の支援、応急堤防構築支援、復旧工事等に対する情報提供、その他

より、出勤し、6月4日から現地で行方不明者等の捜索・救助活動を実施し、6月7日までに27名の遺体を収容した。

- ・そのほかの主な活動として、火山活動の監視・警戒や学術支援、各種ライフラインの応急復旧、住民避難等の支援を行った。

【島原市消防団の対応】

- ・5月15日の土石流の発生から、安中地区消防団員は、土石流の監視・警戒、住民への避難広報・誘導を行っており、警戒が続くなか、不眠不休の日々が続いていた。
- ・5月29日夜、島原市の退去要請により、消防団員は監視・待機場所から一度撤退したが、報道関係者は要請に応じなかった。
- ・無人となった地区で、報道関係者による住宅の電気や電話の無断使用という不祥事が発覚し、6月2日、地域の監視のため再び待機所に消防団は移動した。
- ・6月3日午前には、消防団の疲労も募り、県と自衛隊は予防派遣を行うことに合意していた。しかし、3日午後には発生した火砕流によって12名の消防団員が犠牲となり、市民にとっても消防にとっても痛恨の極みであった。

【噴火災害の教訓】

- ・山の特性を知ることが重要。そのためにも、事前に火山ハザードマップで、どのような火山で、どこが危険なのか、どんな災害が発生するかなどを把握し、周知の準備をしておくことが必要である。つまり、想定される災害や事態に対して、あらゆる手段や対策を講じ、危険に対応していくことが必要である。
- ・救出活動や避難誘導の実施、対応策の検討を行う上では、行政や警察、消防、さらには、気象庁や研究機関、火山専門家が緊密な連携をとっていくことが不可欠である。
- ・避難情報や火山の活動状況などの情報を広く広報するためには、マスコミなどを活用することも必要である。

防災機関の対応(島原市消防団)

5月15日の土石流発生から、安中地区消防団員は、監視活動や避難広報・誘導に努め、不眠不休の日々が続いていた。(中略)

5月29日夜、消防団員の監視・待機場所は一旦下方へ撤退したが、無人となった上木場地区での報道陣の不祥事発覚から6月2日に再度上部の北上木場農業研修所へと移動した。6月3日午前、消防団の疲労もあり、長崎県と陸上自衛隊は近日中の予防派遣を合意した。

教訓等

- 1 準備の周到
 - ・山の特性を知る
 - ・ハザードマップの入手
- 2 危険への対応(考えられるあらゆる手段)
- 3 行政、学術機関、自衛隊、警察、消防等の緊密な連携
- 4 住民への情報の提供(マスコミ等の活用)

■火山災害対応について（新燃岳）

※三浦氏は、新燃岳噴火では、宮崎県危機管理局危機管理課専門主事として対応された。

【新燃岳噴火災害の概要】

- 平成23年1月26日に中規模噴火があり、噴火警戒レベル3に引き上げられた。27日には爆発的噴火が発生し、30日に溶岩ドームができ、31日に警戒範囲を2kmから3kmに拡大。2月1日には、警戒範囲を3kmから4kmに拡大された。2月7日に政府支援チームが来県した。

【宮崎県の災害対応】

- 県では1月26日に災害警戒本部を開設、28日に県知事が現地視察を行い、現地の状況から災害対策本部に格上げし、全庁体制に切り替えた。
- 30日に県から高原町・都城市にL0を派遣し、31日に霧島山火山対策連絡会議を開催し、火山の活動状況の確認や今後の市町との連絡体制の確認など必要な情報共有を図った。

【高原町消防団の活動状況】

- 1月26日の噴火直後に、団長以下15名が集まり、臨時の部長会を開催した。同日に、地域の巡回と情報収集・広報活動のために、計75名が緊急出動した。27日から30日にかけても避難勧告の広報などに出動した。
- 31日には、町の主産業の一つである牛の避難搬送を行った。

【噴火災害の教訓】

- 火山防災は多岐に及ぶ。そのため、地元行政機関は、地方气象台や河川国道事務所、自衛隊、火山専門家、派遣が考えられる政府支援チームなどと連携し対応することが必要である。
- 火山活動の推移も複雑であり、自治体としては、火山活動の状況に応じて、どのような体制で臨むかは非常に難しい判断を要する。宮崎県の地域防災計画では、噴火警戒レベル3では、情報連絡本部体制で、関係部署のみの対応になっていたが、今回は住民避難も発生していたことから、当初より災害警戒本部または災害対策本部を設置し、全庁で対応できる体制を構築しておけば良かったと考える。あらかじめ計画に定めておくことも重要であるが、状況に応じた臨機応変な対応も必要である。

噴火の概要

- H23.1.26 中規模噴火→レベル3に
- H23.1.27 #1爆発的噴火(以後、13回の爆発的噴火あり)
- H23.1.30 溶岩ドーム(?) 500mに拡大
- H23.1.31 警戒範囲の拡大 2km→3kmに
- H23.2. 1 警戒範囲の拡大 3km→4kmに
- 23. 2. 7 政府支援チームの来県

高原町消防団の状況

- 1月26日 噴火直後に臨時部長会の開催
団長以下15名
- 同日 緊急出動【地域巡回し、情報の収集と広報:75名】
- 27日 出動【広報等:72名】
- 28日 臨時部長会及び広報【31名】
- 30日 避難勧告の広報、避難指導、要援護者搬送:87名
- 31日 牛の搬送→監視等

教訓等

- 各機関との連携の必要性
宮崎地方气象台、国交省宮崎河川国道事務所、自衛隊、政府支援チーム→コアメンバー会議、各市町、その他(火山学者等)
- 全庁での対応(災害当初)
(地域防災計画ではレベル3は情報連絡本部で関係部署のみ対応)

<活動の様子>

